対人援助学マガジン第 22 号 生殖医療と家族援助

例えば、印子提供による家族形成についてつ

〜ドナーとその家族におもいを馳せる〜 荒木晃子

自らの意思で

2015年5月末日、本連載テーマに関する 大きな転換期を迎えた。2013 年秋に就任した、 特定非営利法人卵子提供登録支援団体(以 下、OD-NETと略称) 理事及びマッチング委員 長を辞任するに至ったのである。辞任を決意 する要因となった具体的な出来事を、今ここで 述べることは控えたい。あえて言葉の角を取り、 事実に即した自分なりの辞任理由を一言でい うならば、OD-NET のいう、無償卵子提供ドナ 一の「登録手続き」と「医療機関への紹介」の みを目的としたサポート体制に、対人援助の 概念はないと判断したためとでもいうしかない。 しかし実際には、卵子ドナー登録を支援する にあたり、多くのドナー希望者に対応する中で、 筆者は常々、対人援助の必要性とそれを担う 専門家が不可欠であると感じる日々を過ごし ていた。

確かに、設立当初は筆者が直接、又は間接的に登録を希望するドナー応募者の方々の援助に関わっていた事実がある。しかし、実際に、「応募後、諸手続きを経て、無事登録が済んだドナーと、医療施設から紹介を受けたレシピエントとを OD-NET マッチング委員会でマッチングし、組み合わせが決定した後は、そ

のドナーを医療施設に紹介する」といった一連の経過を幾度か繰り返す中で、いつしか筆者とドナーの関わりは徐々に薄れていった。OD-NET内で直接ドナーと関わる作業は、ある特定のメンバーに限定され、「マッチングに必要な基本情報」以外の情報が、最終的にOD-NET内部で共有されることはなくなってしまった。応募以降、ドナーとその家族にいかなる事態が生じても、その支援やサポートができない体制に変化したと感じざるを得なかったのだ。まるで、ドナー支援はOD-NETの役割ではなく、「卵子を提供する患者となったドナー」に対する医療施設の医療業務の一部に移行されたかのようであった。

筆者はいま、自戒の念を込め、在任期間を振り返る。日本初の無償卵子提供ドナー登録支援団体の設立当初から辞任まで、約2年半に渡りつとめたOD-NET理事としての責務と、20組を超える「レシピエント及び卵子提供ドナーのマッチング」に携わる会議の委員長をつとめた自己の責任は今後、形を変え、引き続き果たしてゆかねばならないと考えている。

まずはその第一歩として、OD-NET 在任中、 理事として、またマッチング委員長としてその 役目を果たすべく微力ながら尽力するなかで 見えた課題や解決すべき(と感じた)問題など を、本紙面に書き記していくことから始めたい。これまでも、生殖医療を必要とする当事者を対象に営利目的のビジネスを展開する「生殖ビジネス」に対する問題意識は、社会に提起され続けてきた。しかし、OD-NET はあくまでも非営利団体であるため、団体の活動そのものに営利目的はない。しかしながら、過去に誰も試みたことも、参考モデルやマニュアルさえ存在しない「無償卵子提供ドナーを募集し、生殖医療施設へ紹介するまでの登録手続きを支援する」活動には、設立当初から課題が山積しているであろうことは誰の目にも明らかであり、また、事実と相違なかった。

ドナーが教えてくれたこと

昨年実施した、精子・卵子提供や代理出産 など、夫婦以外の第三者が関わる生殖医療 に関しての意識調査(厚労省研究班,2014)の 結果からは、以前と比較するとかなり国民の 理解は深まりつつある(あくまでも、筆者の希 望的観測)ものの、現在もその実施に強く反対 する声が大きいのも事実である。なかでも、現 在では齢 60 を超えた(方もおられる)精子提 供で生まれた人々が、匿名の精子提供者(= 遺伝上の父親)が特定できないことによりアイ デンティティの確立に揺らぎを覚えるといった 苦悩の声は、常に筆者の脳裏から消えること はない。しかし、彼らを含め、その実施に真っ 向から反対する者たちの目には、当然のこと ながら、精子・卵子提供者の行為が、善意、献 身、貢献、人類愛など多岐にわたる思いや動 機が"人を援助する"という行動にむすびつい た結果だとは映りにくいであろう。同じことが、 これを目にする読者の方に共通するかもしれ

ないし、果たしてそれは「一般に」という言葉に 置き換えることができるかもしれない。

しかし実際に、2 年半の活動期間中、筆者 に届いた卵子提供を希望する女性たちの「ド ナーの志望動機」には、先にあげた善意にあ ふれた小さな声がしたためられていたことは、 まぎれもない事実である。第三者の関わる生 殖医療が、提供ドナー(第三者)の存在ありき の生殖医療であるならば、まずは、提供を希 望するドナー女性の声を集め、彼らに対する 支援や保障ニーズに耳を傾け、更には、その 家族に関する同様のサポート体制を社会で構 築すべきなのではないだろうか。そして、それ は、医療機関で医療者が担うべき役割でもな く、一民間団体が手探りの状況のなか、独自 のルールで特定の医療施設との間でのみ契 約を結び、実施すべき行為ではないとも考え る。第三者の関わる生殖医療が、新たな家族 形成のあり方として社会に容認されるには、そ の家族形成径路に即した民法の改定や、生 殖医療法の整備を前提とした社会規制を含む ルール作りが必須となろう。精子・卵子提供者 であれ、リスクを承知で無償で提供を希望す る第三者(ドナー)たちは、誕生した児が、そ の子を愛しみ育てたいと願う両親に愛され幸 せになることを信じ、不妊当事者の家族形成 の一助となればと、「提供」という行為に自ら **の意思で臨む/臨んだ**のではないのか。「生殖 医療による第三者の関わり」を、そのように捉 えることができる社会になることが、そこに産 まれた/産まれる子どもたちの幸せになる権 利を保障することにつながりはしないだろうか。 人は、自分の内にある動機に基づき、自らの 意思で責任ある行動を起こすとき、その人の 持つ最大の力を発揮できるとの前提で、筆者 は常々人を援助することを心掛けている。

最新の動向

2013 年 1 月から始まった国内初の「無償 卵子提供ドナーを募る支援活動」の中で届い た様々な当事者の声は、これまでにも多領域 の学術会議等でお話しする機会をいただき、 各々の講演の中でご紹介させていただいた経 緯がある。特に、自民党政務調査会生殖補助 医療に関するプロジェクトチーム(座長 古川 俊治参議院議員)へ、4 つの当事者団体と共 に手渡した、「『特定生殖補助医療に関する法 案』制定に向けた要望書」に記載した要望3案 件には、一法人の存続如何に留まらない「第 三者提供型生殖補助医療の法案制定に関す る重要な項目」が記載されている。さらに、筆 者が日本学術会議法学委員会生殖補助医療 と法分科会(第22期・第3回 2013.10.20)で、 OD-NET の総意として報告した活動報告及び、 現状の課題と問題、他にも、科研費研究会 『多層化する家族と法の全体構造に関する実 証的比較法研究』「A2 ユニット 親子の自然と 社会性」グループ研究会(2015.3.19)で報告し た内容の内、筆者が研究者として抽出するに 至った課題や問題等のそれぞれに、今後も更 なる分析と考察を加え、そこに見解を添えて 今後記述していきたいと考える。なお、記述内 容は、過去にシンポジウム、学術会議、研究 会など専門家を対象とした報告会や講演など、 また、報道やインターネット上で知り得た出典 の確かな公開情報に基づくものであり、 OD-NET の活動で知り得た卵子提供ドナーや レシピエントの個人情報は含まない。あくまで も、過去に筆者の研究活動及び経験から知り 得た、もしくは、個人的に関わりのあるレシピ

エントや卵子提供ドナー、また不妊当事者カップルに了解を得た内容である旨、ここに書き記すこととする。

法整備はどこまで進んでいるか

2015 年7月 27 日、NPO 法人 OD-NET は、 卵子提供ドナーの募集開始から約2年半を 経た現時点での状況を記者会見で公表した。 その内容は、過去に筆者がマッチング委員長 をつとめ成立した「レシピエントと卵子提供ドナ ーのマッチング |の内、2 名のドナーに対して 採卵が実施され、それぞれマッチング対象で あるレシピエントの夫精子との体外受精に成 功。作製し凍結した複数の受精卵(胚盤胞)は 年内にもレシピエントの子宮に移植するという ものであった(2015.7.27 毎日新聞夕刊)。この 春、筆者がその情報の詳細を知って以降、そ の公開日まで、胸中に渦巻く悶々とした、どこ か後ろめたい思いが少しは薄らいでいく感を かすかに覚えた(筆者は、個人情報や守秘義 務情報以外の NPO 情報は、可能な限り公開 し、社会に還元すべきとの考えが前提にある) ものの、その発表内容に、現在までに表出し た、また今後、新たに生ずるであろう課題や問 題が提示されてはいなかった。つまり、今回の OD-NET の発表は、無償卵子提供ドナーによ る生殖医療現場の進捗状況の現状報告に留 まるのであって、(忌憚ない意見をゆるされる のであれば)医療現場からの報告と誤解され かねないのではないかと感じ残念に思う。 OD-NET は、地方自治体の認可を受けた特定 非営利活動団体であるため、提携する医療機 関や、OD-NET の採用するガイドラインを作成 する営利団体とは、どこかで一線を画す必要

もあろう。

果たして、(国内外を含め)過去に誰も経験 したことの無い、無償卵子提供ドナーの登録 を支援する活動に於いて、何一つ問題なく、ト ラブルも起きていないと考える人間がどれほ ど存在するだろう。OD-NETの先の会見では、 夫婦間以外の体外受精には賛否両論あるが、 望む夫婦は沢山いる。無償で卵子提供するボ ランティアのためにも早急な法整備を求めた い(2015.7.27 毎日新聞夕刊)とあるが、ボラン ティア(ドナー)の身体的リスク以外に、具体的 にどのような法整備が必要かを明確に語るこ とはなかった。身体的リスクに対する保障とは、 万が一の医療事故等に対する医療保障をい うのであろうが、それはあくまでも卵子提供を 実施するための医学的処置が前提のもので あって、ドナー夫婦関係の調整や、ドナーの子 どもたちに"卵子提供の事実をどう伝えるか" 等、ドナーとその家族への援助内容は含まれ ていない。OD-NET の活動目的である「卵子 提供ドナーの登録を支援する」とは、実際、ど のような支援が行われているのであろうか。ち なみに、OD-NET 内に当事者は不在で、医師 と弁護士を除き、人を支援するための対人援 助スキルを体得した専門家や、ドナー支援及 び心理的サポートに特化したスキルをもったメ ンバーも存在しない。また、卵子を必要とする ターナー当事者の家族が代表をつとめるも、 当事者の「家族」は、当事者「本人」ではあり えず、その心中の苦悩の性質が異なるのは 心理学的に周知の事実である。例えば、不妊 当事者女性本人は、自らが抱える病・障が い・運命を苦しむが、その母親は、娘をそのよ うに産み、結果、苦しむ娘を(見るのが)辛い・ 悲しい・不憫と感じるのであって、それは母で ある自分の苦しみである。残念ながら、現状

OD-NET では、ドナーの援助は、医療現場に 任せるしか術のない体制、もしくは、医療現場 に任せることを目的とした体制をもつと考えざ るを得ない。

現在凍結中の、ドナー卵子とレシピエント の夫精子で作製された受精卵は、(おそらく) レシピエントの子宮に着床したのち胎児として 成長し、やがて新生児となり、来春には国内 初の「第三者による無償提供卵子で赤ちゃん が生まれる」という事実となって新たな人生が スタートするだろう。さらに、実施医療施設内 では今も、残る8組が卵子提供に向けたカウ ンセリング等の手続きが進行中であるという。 現状況下で、このまま、今後も同様に卵子提 供による出産が続くとするならば、そこに誕生 した児とその家族の、また、無償卵子提供ドナ 一とその家族のそれぞれの個人情報は、医療 施設や医学領域のみで管理せざるを得ない だろう。つまりは、医療者による支援以外のサ ポートは望めず、レシピエントとドナー双方の 家族に将来起きる(であろう)、卵子提供にま つわる様々な出来事には、その情報を保管す る OD-NET とその関係施設が対応せざるを得 ない事態になりかねないのである。

2015 年 8 月現在、国内には、第三者からの 卵子提供により誕生した児の幸福を保障する 法整備も、第三者提供型生殖補助医療によっ て子どもが産まれることを前提にした法整備も 制定されてはいない。その社会に、子ども達 は生まれてくることになることを、筆者はいま、 肝に銘じている。

(次号に続く)